

# 杉野小・中学校PTA規約

## (名称)

第1条 本会は「杉野小・中学校PTA」と称し、事務局を杉野小中学校に置く。

## (目的)

第2条 本会は杉野小中学校の振興と児童・生徒の福祉を増進することを目的とし、かつ会員相互の文化的教養の向上を図る。

## (方針)

第3条 本会は教育を本心とする民主団体として、前条の目的を達するために、各種の活動を行う。

1. 会員が協力して、学校・家庭および地域の教育的環境の整備に努める。
2. 会員相互の研修と親睦を深め、地域教育の推進を図る。
3. その他、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

## (会員)

第4条 本会の会員は、杉野小・中学校に在学する児童・生徒の父母、または、これに代わる者、及び、杉野小・中学校に勤務する職員をもって会員とする。

## (役員)

第5条 本会には下記の役員をおく。

1. 会長 1名 (保護者代表)
2. 副会長 2名 (保護者より2名, 内1名は母親代表)
3. 庶務 2名 (教職員より2名)
4. 委員 数名 (保護者より)
5. 会計監査 2名 (保護者より)

## (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は下記の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、一切の会務を統括し、各種集会を召集する。
2. 副会長は会長の職務を補佐し、会長事故ある場合は、その職務を代行する。
3. 庶務は本会の庶務および会計事務を担当し、会長の命をうけて会務を運営する。
4. 会計監査は本会の事業の遂行と予算の運用について、年度末監査を行う。

## (役員の任期)

第7条 役員の任期は1カ年とし再任を妨げない。但し、補欠選任は前任者の残任期間とする。

## (役員の選出方法)

第8条

1. 役員の選出は毎年3月、会員相互の互選によって行い、年度末に承認を受けるものとする。
2. 字委員は、字ごとの会員数の1/3を選出する。
3. 会員数の減少により不都合が生じたときは、そのつど協議する。

## (委員会)

第9条 本会の活動を推進していくために運営委員会を設ける。

## (専門部)

第10条 運営委員会のなかに次の専門部をおく。

1. 広報・研修部
2. 保健体育部
3. 環境整備部

## (委員会・部会の開催)

第11条 それぞれの委員会・部会は、会長の承認をもって、委員長および部会長名で招集・開催することができる。

## (委員の任期)

第12条 委員の任期は、役員の仕事に準じる。

### (総会及び総会の決議)

第13条 本会の総会は次の通りとする。

1. 定期総会（年度初め）
2. 臨時総会

第14条 総会の決議

1. 役員、委員に関する事
2. 予算、決算に関する事
3. 事業に関する事
4. 会則の改廃に関する事

### (総会の成立)

第15条 総会の定足数は会員の3分の2以上とする。但し委任承認を含む。決議は、出席者の過半数とする。

### (会計)

第16条

1. 本会の必要経費は、会費、事業収入及び補助金をもってこれに充てる。
2. 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より始め、翌年3月31日をもって終了する。
3. 会費は総会の決議で決定する。徴収方法については別に定める。

### (慶弔)

第17条 本会には別記の慶弔規程を設ける。

### (付則)

本規約は平成14年4月1日より施行する。

- ①一部改正 平成15年4月1日より施行する。
- ②一部改正 平成16年9月1日より施行する。
- ③一部改正 平成20年4月1日より施行する。
- ④一部改正 平成21年4月1日より施行する。

### (備考)

- ①第8条2の字委員数は、会員数減少のため杉本・音羽は1名とすることが、第8条4の規定に基づき平成15年度総会で協議され、決定された。
- ②第5条、第8条、第10条については、平成16年度臨時総会において協議され、改正された。
- ③慶弔規程の「慶の部」と「餞別の部」について、一部会員に対しての執行傾向にあるため規程から省く。
- ④第8条2・3により、杉本の会員が1名になったため、字委員を杉本と杉野向と音羽で1名選出することが協議され、決定された。

## 杉野小・中学校PTA慶弔規程

杉野小・中学校PTAの慶弔に関する規程を次のように定める。なお、返礼は一切しないものとする。

### 弔の部

会員死亡の場合は、香儀10,000円 供物（5,000円程度）をおくり弔意を表す。  
配偶者、及び在学中の児童・生徒の死亡の場合、香儀10,000円をおくり弔意を表す。